

建設工事業者 各位

公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置等の実施について

標記の件について、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本組合においても次の措置を実施することとしたのでお知らせします。

記

特例措置について

1 措置の内容

令和6年3月1日以降適用の労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森地域広域事務組合工事請負契約標準約款」第51条の定めに基づき、令和5年度の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求することができる。

2 対象工事

令和6年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額

＝ 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 × 当初契約の落札率

4 通知方法

本特例措置に対応する工事等の受注者に対し、監督員から対象受注者へ通知する。